



議題 1

報道機関 各位

記者発表資料

平成25年4月18日(木)
問い合わせ先：経済政策課
担当：吉田・野本
電話：829-1362
内線：3214

緊急特別借換資金の取扱いを開始します

本市では、中小企業金融円滑化法期限到来後において経営改善に取り組もうとする市内中小企業の資金繰り支援を強化するため、新たな融資制度「緊急特別借換資金」を創設し、4月23日から取扱いを開始します。

1 趣旨

本市では、中小企業の経営改善を促進するため中小企業健全化支援強化事業により、市内中小企業を支援してきたところですが、引き続き財務面での経営改善を促進するために、複数の債務を一本化するなどキャッシュフロー改善のための借換えに必要な資金供給の円滑化を図ります。

2 制度概要

(対象企業)

- 前期の売上高・売上総利益・営業利益のいずれかが前々期比で減少していること
- 1年以内に認定経営革新等支援機関の支援が見込まれていること
- 本制度活用により安定的経営が見込まれ、返済の見込みが十分あること

(融資条件)

- 資金用途 借換資金（追加の運転資金を含む）
- 申請限度額 3,000万円
- 返済期間 7年以内（据置期間を含む）
- 据置期間 6か月以内
- 貸出利率 年1.5%

- 返済方法 元金均等月賦償還
- 信用保証 付する。その保証料率は年 0.45～1.59%以内
- 担保 取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
- 連帯保証人 原則として個人は不要、法人は代表者

(借換対象資金)

さいたま市制度融資及び信用保証協会の保証付き融資

(取扱金融機関)

経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関である市内金融機関の本支店

(融資総額)

30 億円

3 取扱期間

平成 25 年 4 月 23 日から平成 25 年 6 月 24 日

ただし、申請金額が融資総額に達した時点で締切りとします。

【問い合わせ・申込み先】

公益財団法人さいたま市産業創造財団 支援・金融課（金融担当）

〔住所〕さいたま市中央区下落合 5-4-3 さいたま市産業文化センター4 階

〔電話〕048-851-6391 〔FAX〕048-851-6392

〔URL〕<http://www.sozo-saitama.or.jp>